

## 第 1 回検討会で出されたご意見について

## 1 求職情報の提供の仕組み

- 求職者と提供者のやりとりについて、求職情報サイトを介して行うこととしているが、この仕組みは簡素なものにすべきではないか。

## 2 求職情報の提供先範囲

## (1) 個人情報管理に係る第三者機関による認証の必要性について

- 「3 個人情報管理及び情報セキュリティにおいて第三者機関の認証を受けていること」を提供先の要件とすることから除外すべきではないか。  
→ 職業紹介事業者による個人情報の適正な取扱いについては、職業安定法等で担保されており、「3」の要件は厳しすぎる。参入者を増やすには障壁が高すぎる。本仕組みについては積極的な活用の観点からも考えるべきではないか。
- 求職情報を無料で提供する仕組みの中で、個人情報管理について厳格な要件を設けないこととすれば危険。当該要件を設けないならば、有料職業紹介事業者から利用料金を徴収することで安易な事業者の参入を防止すべきではないか。

## (関連する意見)

- ・ Pマーク等の取得を要件にするのではなく、Pマーク等を取得している事業者があれば提供先の一覧に記載し、求職者自らが、やりとりを行う事業者を選択できるようにしてはどうか。
- ・ Pマーク等の取得を要件にするのではなく、Pマーク等を取得している事業者が利用申請の際に申請書等に参考情報として付すことにより、行政側の審査段階で一定の配慮を行うようにしてはどうか。
- ・ Pマーク等の取得を要件にするのではなく、個人情報を厳正に取り扱うことについて、提供先が求職者と念書を交わす等により担保することとしてはどうか。
- ・ 個人情報保護法は一定規模以上の法人に適用されるものであるなど、個人情報保護に係る法律の適用関係を整理する必要があるのではないか。

## (2) 適正な提供先の確保について

- 提供先が保有する求人の質の確保をどのように行うのかが重要ではないか。
- 求職者に良質な雇用機会を提供するための取組であるので、提供先の有する求人に関連する苦情についても、ハローワークが対応すべきではないか。

### (3) 職業紹介事業者の種類について

- 学校が、自校の学生・生徒以外の者を職業紹介の対象とできないのであれば、提供先になり得ないのではないか。

### 3 更新について

- 更新の条件として、本仕組みを利用した常用就職実績を求める必要があるのか。1～5（3（Pマーク等）はそもそも要件として必要かという意見であるが。）の要件について、更新の都度クリアしていればよしとすることで足りるのではないか。

→ 財源との兼ね合いではあるが、二事業であればPDCAのチェック等を通じて検証は必要である。しかし、求職者との良好なマッチングを進めていくことを狙いとするのならば、ノルマ化することは適当ではないのではないか。

### 4 実績報告について

- 有料職業紹介事業者は法令により事業報告を年1回行うこととされていることから、この仕組みの実績報告の頻度も年何回も求めるのではなく年1回にすべきではないか。

### 5 利用料金の徴収について

- 求職情報提供の仕組みが公費を投入して設けられるものである以上、有料職業紹介事業者がそれによって利益を得るのであれば、料金を徴収することとしないと、国民の理解が得られないのではないか。
- 求職情報の提供については求職者の希望に基づき、早期に良質な雇用機会を確保していくことを目的として実施するものであり、公共財的な情報の利用に関し、民間職業紹介事業者から料金を徴収することは適当ではないのではないか。
- 料金徴収の前提となる事業者の「受益」についてどのように考えるか。（求職情報の提供を受けることか。成功報酬を得ることか。）